

## 目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 規制等（第三条・第十三条）
- 第三章 惡臭防止対策の推進（第十四条・第十一条）
- 第四章 雜則（第二十条・第二十三条）
- 第五章 罰則（第二十四条・第三十条）
- 附則 第一章 総則（目的）

第一条 この法律は、工場その他の事業場における事業活動に伴つて発生する悪臭について必要な規制を行い、その他悪臭防止対策を推進することにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする。

第二条 この法律において「特定悪臭物質」とは、アンモニア、メチルメタルカブタンその他の不快なにおいの原因となり、生活環境を損なうおそれのある物質であつて政令で定めるものをいう。

第三条 この法律において「臭気指数」とは、気体又は水に係る悪臭の程度に関する値であつて、環境省令で定めるところにより、人間の嗅覚でその臭気を感知することができなくなるまで気体又は水の希釈をした場合におけるその希釈の倍数を基礎として算定されるものをいう。

## (規制地帯)

第三条 都道府県知事（市の区域内の地域については、市長。次条及び第六条において同じ。）は、住民の生活環境を保全するため悪臭を防止する必要があると認める住居が集合している地域その他の地域を、工場その他の事業場（以下単に「事業場」という。）における事業活動に伴つて発生する悪臭原因物（特定悪臭物質を含む氣体又は水その他の悪臭の原因となる氣体又は水をいう。以下同じ。）の排出（漏出を含む。以下同じ。）を規制する地域（以下「規制地域」という。）として指定しなければならない。

第四条 都道府県知事は、規制地域について、その自然的、社会的条件を考慮して、必要に応じ当該地域を区分し、特定悪臭物質の種類ごとに次の各号の規制基準を当該各号に掲げるところにより定めなければならない。

（規制基準）

第一条 この法律による規制基準は、規制地域に於ける規制対象の事業場の敷地の境界線の範囲内において、大気中の特定悪臭物質の濃度の許容限度として定めること。

第二条 事業場における事業活動に伴つて発生する特定悪臭物質を含む気体で当該事業場から排出されるものの当該事業場の敷地の境界線の地表における規制基準 環境省令で定める範囲内において、大気中の特定悪臭物質の濃度の許容限度として定めること。

第三条 事業場における事業活動に伴つて発生する特定悪臭物質を含む気体で当該事業場の煙突その他の気体排出施設から排出されるものの当該施設の排出口における規制基準 前号の許容限度を基礎として、環境省令で定める方法により、排出口の高さに応じて、特定悪臭物質の流量又は排出気体中の特定悪臭物質の濃度の許容限度として定めること。

第四条 事業場における事業活動に伴つて発生する特定悪臭物質を含む水で当該事業場から排出されるものの当該事業場の敷地外における規制基準 第一号の許容限度を基礎として、環境省令で定める方法により、排出水中の特定悪臭物質の濃度の許容限度として定めること。

第五条 都道府県知事は、規制地域の指定をし、及び規制基準を定めようとするときは、当該規制地域を管轄する町村長の意見を聴かなければならぬ。これらを変更し、規制地域の指定を廢止しようとするときも、同様とする。

第六条 都道府県知事は、規制地域の指定をし、及び規制基準を定めるときは、環境省令で定めることにより、公示しなければならない。これらを変更し、規制地域の指定を解除し、又は規制基準を廢止するときも、同様とする。

第七条 都道府県知事は、規制地域内の事業場を設置している者には、当該規制地域についての規制基準を遵守しなければならない。

第八条 市町村長は、規制地域内の事業場における事業活動に伴つて発生する悪臭原因物の排出が規制基準に適合しない場合において、悪臭原因物の排出が規制基準に適合しない場合は、当該事業場が設置している者に対する改善勧告及び改善命令を下す。

第九条 市町村長は、規制地域内の事業場において、大気の臭気指数の許容限度として定めること。

第十条 規制地域内に事業場を設置している者は、当該事業場において事故が発生し、悪臭原因物の排出が規制基準に適合せず、又は適合しないおそれが生じたときは、直ちに、その事故について応急措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧しなければならない。

第十一条 規制地域内に事業場を設置している者は、当該通報を当該政令で定める市長にしたとて当該通報を当該政令で定める市長にしたとき及び石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第二十三条第一項の規定による通報をした場合は、この限りでない。

第十二条 市町村長は、第一項の場合において、当該悪臭原因物の不快なにおいにより住民の生活環境が損なわれ、又は損なわれるおそれがあると認めるときは、同項に規定する者に対し、引き続



**第二十五条** 第十二条第三項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

**第二十六条** 第十二条第八項の規定による試験査事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

**第二十七条** 第十条第三項の規定による命令に違反した者は、六ヶ月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

**第二十八条** 第二十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

**第二十九条** 第二十条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした指定機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

**第三十条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十四条、第二十七条又は第二十八条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

**附 則** **抄** **(平成七年四月二一日法律第七一)**

1 この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。  
(経過措置)

**第二条** 改正前の第三条の規定により指定された規制地域は、改正後の第三条の規定により指定されたものとみなす。改正前の第四条の規定により定められたものとみなす。

**第三条** 改正後の第四条第二項第一号の規定に基づく環境省令が施行されてから同項第三号の規定に基準は、改正後の第四条第一項の規定により定められたものとみなす。

**第三号** 中「第一号の許容限度を基礎として」とあるのは、「第一号の許容限度(次項第一号の規定について)」と

規制基準を定めたことに伴い廃止された第一号の規制基準に係る許容限度があるときは、当該廢止された規制基準に係る許容限度を基礎として」と、同条第二項中「同項の規定により規制基準を定めることに代えて、次の各号の規制基準を当該各号に掲げるところにより定める」とあるのは、「環境省令で定めるところにより、同項各号のいずれかの規制基準に代えて、次の各号の規制基準で当該いずれかの規制基準に対応するものを次の各号に掲げるところにより定めるとする」とする。

**附 則** **抄** **(平成一一年七月一六日法律第八号)**

1 (施行期日)  
第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十五条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定(同法第二百五十条の九第一項に係る部分(両議院の同意を得ることに係る部分に限る。)に限る。)、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規定(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。)並びに附則第七条、第十条、第二十二条、第五十九条の二(第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定)公布の日

2 (施行期日)  
第一条 この法律は、平成八年四月一日から施行する。

**附 則** **抄** **(平成七年四月二一日法律第七一)**

1 この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

**第二条** 改正前の第三条の規定により指定された規制地域は、改正後の第三条の規定により指定されたものとみなす。改正前の第四条の規定により定められたものとみなす。

**第三条** 改正後の第四条第二項第一号の規定に基づく環境省令が施行されるまでの間ににおける同条の規定の適用については、同条第一項

規制基準を定めたことに伴い廃止された第一号の規制基準に係る許容限度があるときは、当該廢止された規制基準に係る許容限度を基礎として」と、同条第二項中「同項の規定により規制基準を定めることに代えて、次の各号の規制基準を当該各号に掲げるところにより定める」とあるのは、「環境省令で定めるところにより、同項各号のいずれかの規制基準に代えて、次の各号の規制基準で当該いずれかの規制基準に対応するものを次の各号に掲げるところにより定めるとする」とする。

**附 則** **抄** **(平成一一年七月一六日法律第八号)**

1 (施行期日)  
第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十五条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定(同法第二百五十条の九第一項に係る部分(両議院の同意を得ることに係る部分に限る。)に限る。)、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規定(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。)並びに附則第七条、第十条、第二十二条、第五十九条の二(第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定)公布の日

2 (施行期日)  
第一条 この法律は、平成八年四月一日から施行する。

**附 則** **抄** **(平成七年四月二一日法律第七一)**

1 この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

**第二条** 改正前の第三条の規定により指定された規制地域は、改正後の第三条の規定により指定されたものとみなす。改正前の第四条の規定により定められたものとみなす。

**第三条** 改正後の第四条第二項第一号の規定に基づく環境省令が施行されるまでの間ににおける同条の規定の適用については、同条第一項

規制基準を定めたことに伴い廃止された第一号の規制基準に係る許容限度があるときは、当該廢止された規制基準に係る許容限度を基礎として」と、同条第二項中「同項の規定により規制基準を定めることに代えて、次の各号の規制基準を当該各号に掲げるところにより定める」とあるのは、「環境省令で定めるところにより、同項各号のいずれかの規制基準に代えて、次の各号の規制基準で当該いずれかの規制基準に対応するものを次の各号に掲げるところにより定めるとする」とする。

**附 則** **抄** **(平成一一年七月一六日法律第八号)**

1 (施行期日)  
第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

**第二条** 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の第十条、第十二条及び第十三条の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。



施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、  
当該各号に定める日から施行する。  
一 附則第六条、第八条、第九条及び第十三条  
の規定 公布の日

**附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄**

**（施行期日）**

<sup>1</sup> この法律は、刑法等一部改正法施行日から施  
行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当  
該各号に定める日から施行する。  
一 第五百九条の規定 公布の日